

性を学ぶ啓発冊子イラスト・デザイン作成業務委託仕様書

1. 業務名

性を学ぶ啓発冊子イラスト・デザイン作成業務

2. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 履行場所

池田市 市民活動部 人権・文化国際課

4. 業務の目的

思春期の子どもたちが、性に関する知識を身につけ、自分や他者を大切にする意識を育むことを目的とする。心身の変化や性の基礎知識に加え、SNS やインターネット上での性被害、誤情報、トラブルのリスクについても分かりやすく伝え、子どもが危険を回避できる力を養う。併せて、性的同意や人権意識の重要性を啓発し、困ったときに信頼できる大人や相談窓口につながるための情報提供を行うことで、安心して成長できる環境づくりを支援する。

5. イラスト・デザイン作成上の注意点

- ・やさしい言葉や中学生が理解しやすい表現を使う。
- ・安心感を与える表現を心がける。
- ・性別の固定的イメージを強調しない。
- ・性的マイノリティの存在も自然に含め、多様性を尊重する。
- ・イラストの配置、色のコントラストなど、中学生が手に取って読みたくなるような工夫をする。
- ・重要なポイントや相談窓口は、目立つ位置・デザインで掲載する

6. 委託料

500,000 円

業務を遂行するにあたり、必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は上記の契約金額以外の費用を負担しない。

7. 業務内容

(1) 編集会議の設定

- ・池田市と委託業者で構成する「編集会議」を設置する

(2) 冊子全般にわたるデザインの作成

- ・委託者は、性を学ぶ啓発冊子イラスト・デザイン作成に関する以下の業務を行う

(ア) デザイン・レイアウト及びレイアウト台割り作業

(イ) その他、校正・校閲など作成に必要なすべての業務

・第三者が保有する著作権等の権利を利用する場合は、許可等を得て利用すること。その際に発生する費用については、本契約に含むこととする

・本業務により生じた第三者との争いについては、受注者が責任をもって解決し、発注者へ報告をすることとする。

- ・校正は3回以上実施すること

(3) 納品

・受注者は、性を学ぶ啓発冊子をデジタルメディア(USB 等)に保存し納品するほか、カラー印刷して 10 部納品すること

- ・元となった画像・図表・イラスト・文字データも含め、いずれも本業務以外でも使用できるものとする

(4) 成果品

本業務の成果品に係る所有権並びに著作権等一切の権利は市に帰属するものとし、市が自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。

成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

- ・性を学ぶ啓発冊子を保存したデジタルメディア(USB 等)

- ・カラー印刷、製本した性を学ぶ啓発冊子 10 部

- ・AIファイルまたはINDDファイル

(ア)「イラストレーター」または「インデザイン」で作成した版下データ

(イ)再編集可能なデータ

冊子の修正・更新が必要となった際に、市職員が容易に修正を加えられる状態のデータ。本市職員が以後容易にデータ内容を更新することができるよう、丁寧かつ明瞭な形でデータを納品すること

- ・PDFファイル

(ア)低解像度PDFファイル(ホームページ掲載用)

ディスプレイ上及び印刷しても十分判別可能であること

(イ)高解像度PDFファイル(二次利用用)

画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること

- ・委託業務完了報告書(任意様式)
- ・経費明細書

8. 実施体制について

委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。また、人権・文化国際課の担当職員と十分な連携及び協議を図り、その指示に従うこと。

業務を円滑に行うため、打ち合わせ、業務に関する情報提供等、受注者は市への協力を惜しまないものとする。

9. 仕様・規格等

- ・サイズ:正方形(210mm×210mm)
- ・ページ数:28ページ程度予定(表紙・裏表紙含む)
- ・全ページフルカラー

10. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払い方法は、業務終了後一括払いとする。完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11. その他

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに担当職員と協議を行い、決定すること。

12. 業務の適正な実施に関する事項

(1)関係法令の遵守

委託業務の遂行について関連する法令等法令等がある場合は、当該がある場合は、当該法令等法令等を遵守すること

(2)業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる

(3)個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及びこの法律の施行のために池田市が定める条例等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること

(4) 守秘義務

受注者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受注者との契約期間中において、受注者受注者による業務の継続が困難になった場合は次のとおりとする

(ア) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする

(イ) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする

(6) 受注者の責務について

受注者は、円滑に業務が行えるよう十分な体制をとること。また、業務遂行に伴って関係機関などとの間で生じたトラブル等については、受注者が責任をもって対応すること

(7) 暴力団等による不当介入への対応について

(ア) 受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。

なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある

(イ) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする